

# 名古屋北部民商ニュース

## 平和でこそ商売繁盛！助け合いの民商を大きく！

### 今年の確定申告は要注意！

#### 確定申告学習会や申告相談会に参加を

2025年（令和7年）分の確定申告については、「基礎控除・給与所得控除の変更」「特定親族特別控除の創設」などのために、確定申告の様式が変わります。

特に、基礎控除の変更は、申告者すべてに関わります。場合によっては、所得税を多く申告してしまうことも予想されます。

国税庁・税務署は、業務のDX化を推進するとして、eタックスを推奨し、紙の資料の送付をやめたり、減らしたりしています。

しかし、内容を理解しきらないまま、スマホやパソコンで済ませるのは危険。税務署の相談会で言われるままに、経費をほとんど計上せず多額の税金となって、「おかしい」と思って民商へ相談にきたケースは珍しくあ

あけましておめでとうございます  
 今年こそ、消費税減税、インボイス廃止を実現し、  
 私たち中小業者にとつて 明るい一年となるよう力を合わせましょ  
 う  
 そして、民商の仲間を大いに増やしましょう  
 2026年元旦

#### 特定親族特別控除額

子の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の 収入金額)	親の控除額 (特定親族特別控除額)
58万円以下(123万円以下)	63万円(特定扶養控除)
58万円超85万円以下 (123万円超150万円以下)	63万円
85万円超90万円以下 (150万円超155万円以下)	61万円
90万円超95万円以下 (155万円超160万円以下)	51万円
95万円超100万円以下 (160万円超165万円以下)	41万円
100万円超105万円以下 (165万円超170万円以下)	31万円
105万円超110万円以下 (170万円超175万円以下)	21万円
110万円超115万円以下 (175万円超180万円以下)	11万円
115万円超120万円以下 (180万円超185万円以下)	6万円
120万円超123万円以下 (185万円超188万円以下)	3万円
123万円超(188万円超)	0円

#### 基礎控除額

納税者本人の 合計所得金額	改正後		改正前
	2025・26年分	27年分以降	
132万円以下	95万円		48万円
132万円超 336万円以下	88万円	58万円	
336万円超 489万円以下	68万円		
489万円超 655万円以下	63万円		
655万円超 2,350万円以下	58万円	48万円	
2,350万円超 2,400万円以下	48万円		
2,400万円超 2,450万円以下	32万円		
2,450万円超 2,500万円以下	16万円		
2,500万円超	0円		



### 年末年始の予定

12月26日（金）仕事おさめ

2026年1月5日（月）仕事はじめ・1月9日（金）民商理事会

< 年末調整実務相談会 >

\* 予約

してください

1月7日（水）～9日、13日（火）～15日（木）10時～16日（民商事務所）

【西区会場】1月16日（金）13時～16時 西生涯学習センター第1集会室